

帳票「健康保険法第 118 条第 1 項該当 不該当届」外 10 件の作成
に関する情報提供依頼

次のとおり、情報提供を依頼します。

1 件名

帳票「健康保険法第 118 条第 1 項該当 不該当届」外 10 件の作成

2 情報の提供方法

(1) 情報提供依頼する資料等

ア 仕様書案に対する意見

イ 仕様書案に基づく参考見積り など

※ご提供いただいた資料等については、御社に断りなく外部への提供はいたしません。

(2) 提供期間

令和 7 年 9 月 2 9 日（月）から実施

※終了日は別途公告する。

(3) 提供先

〒1 6 8－8 5 0 5

東京都杉並区高井戸西 3－5－2 4

日本年金機構厚生年金保険部厚生年金保険業務グループ

担当：吉畠、出口

電 話：0 3－5 3 4 4－1 1 0 0（内線：3 3 3 2）

F A X：0 3－6 8 9 2－0 7 5 8

3 仕様書案等の交付

(1) 交付期間

令和 7 年 9 月 2 9 日（月）から実施

土、日、祝日を除く

※終了日は別途公告する。

(2) 交付場所

上記 2（3）に同じ

なお、当機構への来訪により受け取りを希望される場合は、事前に
上記問い合わせ先までご連絡ください。

令和 7 年 9 月 2 9 日

日本年金機構 理事長代理人
厚生年金保険部長 堀 隆司